〔別紙 1〕

随意契約理由書

件　　名	苅藻島クリーンセンターごみクレーン設備点検整備
契約の相手方	JFE プラントエンジ株式会社　関西営業部
根　拠　法　令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

随意契約の理由

当センターは、収集運搬された周辺地域の廃棄物を一時貯留し、焼却業務を行う市内クリーンセンターへ、廃棄物を中継するための施設である。

点検対象のごみクレーン設備は、中継業務を担うための重要設備で、予備機がないため、健全な状態を維持しておく必要がある。

本市が策定するごみ処理計画に支障の無いよう、労働安全衛生法及びクレーン等安全衛生規則第 34 条に従い、設備仕様を詳細に把握しながら、年次点検整備を短期間で実施する必要がある。

当該業者は、上記ごみクレーン設備の設計、製作及び据付を行ったメーカーであるため、その仕様について充分に熟知しており、その構造・仕組みをはじめ、機械装置・電気制御装置、システム及びプログラム等は、製造メーカー以外の他者では保守点検、整備及び補修は不可能であり、必要な部品の調達が出来ない。

以上の理由により、上記業者を随意契約の相手方として選定する。

担　当　部　署 （問合せ先）	環境局施設課苅藻島クリーンセンター（電話番号　078-652-3398）